

グループホーム ソレイユ 重要事項説明書

1. 運営法人概要

| | |
|----------|---|
| 運営法人名 | 社会福祉法人 ふじ寿か会 |
| 代表者名 | 前田 順啓 |
| 法人所在地 | 神奈川県横浜市緑区西八朔町 773 番地 2 |
| 介護保険関連事業 | <ul style="list-style-type: none">・ 介護老人福祉施設 ふじ寿か園 併設短期入所生活介護 ふじ寿か園・ 介護老人福祉施設 みすずが丘 併設短期入所生活介護 みすずが丘・ 横浜市鴨志田地域ケアプラザ 通所介護 居宅介護支援 地域交流 地域包括 生活支援・ 横浜市山下地域ケアプラザ 居宅介護支援 地域交流 地域包括 生活支援・ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ことぶきの里 あすの里 ふじの里 そまやまの里・ 特定施設入居者生活介護 ナーシングホーム横浜ゆうふくの郷・ 地域作業所 陽だまり |

2. グループホームの概要

| | |
|-----------|-----------------------|
| 事業所名 | グループホーム ソレイユ |
| 所在地 | 神奈川県横浜市緑区北八朔町 1856 番地 |
| 事業所指定番号 | 1423301033 |
| 管理者 | 大島 江万里 |
| サービス管理責任者 | 新名 優子 |

| | |
|-----------|---|
| 開設年月日 | 平成 14 年 7 月 1 日 |
| 指定年月日 | 平成 30 年 10 月 1 日 |
| 更新年月日 | |
| 指定有効期間満了日 | 令和 6 年 9 月 30 日 |
| サービス種類 | 共同生活援助(サービス種類コード 33) |
| 電話・FAX 番号 | 045-933-8016 |
| 交通案内 | 東急田園都市線【青葉台駅】より 82 系統バス 18 分 【第一公園前】下車徒歩 5 分 |
| 建物の構造概要 | 木造構造 2 階建て |
| 居室の概要 | 個室 9.9 m ² |
| 共用部分 | 食堂・居間・浴室・トイレ(2 カ所)・相談室 |
| 防災設備等 | 自動火災通報装置・避難誘導灯・消火器 |
| 緊急対応方法 | 同一法人の各事業所より応援体制があります。 急病時には法人の協力医療機関にて対応します |
| 損害賠償保険加入先 | あいおいニッセイ同和損害保険 |

3.事業の目的

社会福祉法人 ふじ寿か会（以下「事業者」という。）が開設するグループホームソレイユ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下、利用者）という。）に対し、適正な指定生活介護を提供することを目的とする。

4.運営の方針

この事業所が実施する事業は、支給決定を受けた利用者に対し、地域において自立した日常生活または、社会生活を営めることができるよう、事業所の事業者が当該利用者の身体及び精神の状況等に応じて、共同生活住居において適正な指定共同生活援助を提供する。また利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

※地域生活支援拠点として位置付けられていることを横浜市に届け出ている場合、次の

5項を追加する。

- 5 地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。

5.職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス管理責任者 1名（専従）

サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に関するを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

- 3 世話人 2名

世話人は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

- 4 生活支援員 5名

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

6.利用定員

事業所の利用定員は、7名とする。

7.事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、細分なしの別）
知的障害者
精神障害者

8.指定生活介護の内容

- 1 生活介護計画の作成
- 2 食事の提供
- 3 入浴又は清拭
- 4 身体の介護
- 5 余暇活動
- 6 健康管理
- 7 利用者又は家族に対する相談及び助言

※全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われています。本事業所サービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

9.利用者から受領する費用の額等

| | | |
|--------------------------------|---------|---------------------|
| 共同生活援助サービス費(Ⅰ) 世話人配置(6:1) | 区分 6 | 600 単位 |
| | 区分 5 | 456 単位 |
| | 区分 4 | 372 単位 |
| | 区分 3 | 297 単位 |
| | 区分 2 | 188 単位 |
| | 区分 1 以下 | 171 単位 |
| | | ×11.28 円 |
| 夜間支援体制加算 1 (夜間支援対象利用者数 6 人) | 区分 4 以上 | 224 単位 |
| | 区分 3 | 187 単位 |
| | 区分 2 以下 | 149 単位 |
| 夜間支援体制加算 2 (夜間支援対象者利用者 7 人) | 区分 4 以上 | 192 単位 |
| | 区分 3 | 160 単位 |
| | 区分 2 以下 | 128 単位 |
| 帰宅時支援加算(月 1 回限定) | | |
| イ 外泊期限が 3 日以上 7 日未満 | | 1 回につき 187 単位 |
| ロ 外泊期間 7 日以上 | | 1 回につき 374 単位 |
| 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | | 1 月 + 所定単位 144/1000 |

| | |
|-------|-----------------------|
| 家賃 | 25,000 円(1 万円を考慮した金額) |
| 食材料費 | 1 日 1,300 円 |
| 光熱水費 | 実費 |
| 日用品費 | 実費 |
| 嗜好品費 | 実費 |
| 教養娯楽費 | 実費 |

| | |
|--------------|-----------|
| 健康管理等 | ワクチン接種実費 |
| 社会生活上の便宜の供与等 | 個別相談に応じます |

事業所は、指定生活介護を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額額の範囲において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前 2 項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 創作的活動に係る材料費

三 日用品費

四 その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 事業所は、前3項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 事業所は、第3項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

10. 通常の事業の実施地域

横浜市緑区

11. サービスの利用に当たっての留意事項

サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

12. 緊急時における対応

| | |
|------------------|---------------------|
| 医療法人社団一成会たちばな台病院 | 内科・循環器内科・消化器外科・整形外科 |
|------------------|---------------------|

事業所の従業者は、指定生活介護の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

| | | | |
|--------|-----|----|----|
| ①緊急連絡先 | 氏名 | 住所 | |
| | TEL | 携帯 | 続柄 |
| ②緊急連絡先 | 氏名 | 住所 | |
| | TEL | 携帯 | 続柄 |

| | | |
|-------|---------------|---------------|
| 塚田 明人 | 090-7802-3848 | 070-4531-1000 |
| 塚田 友美 | 090-1033-8757 | |

※災害時等緊急時、グループホーム以外の連絡先

13. 非常災害対策

| | |
|------|-----------------|
| 避難訓練 | 利用者参加、年2回実施します。 |
| 防災訓練 | 火災報知器・避難はしご |

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

14. 苦情解決

| | |
|----------|--|
| 事業所相談窓口 | 名称 グループホームソレイユ 所在地 横浜市緑区北八朔町 1856 番地 TEL FAX 045-933-8016 対応時間 15:30～9:30 |
| 法人相談窓口 | 名称 ふじ寿か会 所在地 横浜市緑区西八朔町 773-2 TEL 045-931-7141 FAX 045-931-7613 対応時間 随時 |
| 第三者委員会委員 | 名称 ふじ寿か会第三者委員会 委員名 小林 小百合 携帯番号 090-5549-5805 委員名 田村 貞夫 携帯番号 090-5399-6697 対応時間 随時 |

| | |
|------------|--|
| 外部苦情申し立て機関 | 名称 横浜市緑区役所 高齢・障害支援課 所在地 横浜市緑区寺山町 118 番地 TEL 045-930-2309 FAX 045-930-2310 対応時間 平日のみ 8:45～17:15 |
| | 名称 横浜市青葉区役所 高齢・障害支援課 所在地 横浜市青葉区市が尾町 31 番地 4 TEL 045-978-2453 FAX 045-978-2427 対応時間 平日のみ 8:45～17:15 |

| | | |
|------------|-------|---|
| 外部苦情申し立て機関 | 名称 | かながわ福祉サービス運営適正化委員会 |
| | 所在地 | 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階 |
| | TEL | 045-312-2200 |
| | FAX | 045-322-3559 |
| | 対応時間 | 平日のみ 9:00~17:00 |
| | 名称 | 横浜市福祉調整委員会 |
| | 所在地 | 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階 健康福祉局 相談調整課 |
| | TEL | 045-671-4045 |
| | F A X | 045-681-5457 |
| | 対応時間 | 平日のみ 9:00~17:00 |

事業所は提供した指定生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

16. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

17. 感染症対策に関する事項

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

18. 業務継続計画の策定に関する事項

事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

19. その他運営に関する重要事項

事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約

の内容とする。

- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。
 - ① 生活介護計画
 - ② 具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 身体拘束等に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 ふじ寿か会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

指定障害者福祉サービス共同生活援助の提供及び利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、同意を得て交付しました。

事業所名 : グループホーム ソレイユ

説明者職名: サービス管理責任者 新名 優子

私は、本書面に基づいて事業所から指定障害者福祉サービス共同生活援助の提供及び利用について重要事項説明書の説明を受け、同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

代理人

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印